

## 目標1：ともに育ち、ともに学ぶために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
(1) 障害の早期発見・早期療育	① 母子保健事業の推進	健康推進課や子育て支援課にて支援が必要と判断されるケースの紹介を通して、障害児サービスの提供、相談支援事業所への適切な情報提供、支援体制の構築を図る。	支援を要すると確認されていないケースもあると思われる。
		妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として、母子健康包括支援センターを開設。保護者からの育児相談や健診等での把握を通して、保護者に寄り添いながらフォロー教室や発達相談を実施している。育てにくさを感じている保護者が安心して遊べるよう、子育て支援センターが実施している事業にもつないでいる。	引き続き保護者のニーズに応じた支援を実施していく。
		子育て支援センターで随時相談を行っている。	継続して相談支援を行っていく。
	② 早期療育体制の充実	ケアステキっず、ハローズと2ヶ所の事業所が開設されている。	児童発達支援の事業所の新規開設や拡大が見られていない。
		保護者の気持ちに寄り添いながら、相楽療育教室やこねっく等の利用促進を図っている。	事業所の定員があるため、保護者の希望があり利用したくても利用できないことがある。
		支援を要する子の保護者に対して療育相談を行っている。	保護者の育児不安解消のため、継続していく。
(2) 保育・教育の充実	① 保育所・幼稚園での障害児保育・教育の充実	年中児暮らしを対象に発達障害等の早期発見のため、年中児発達サポート事業を実施している。	継続的に行っていく。
		子育て発達支援センターではないが、町が主体となり保育所を巡回し、保育士への助言を行っている。	継続的に行っていく。
		保育士研修を実施している。	継続的に行っていく。
	② 教育相談の充実	教育支援委員会や教育支援室が教育相談を行っている。	障がいの状況を把握し、相談活動の充実を図る。
	③ 特別支援教育の推進	アセスメント票、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成するとともに、その活用により、指導方法の工夫改善に努めている。また、特別支援学校（地域支援センター）や通級指導教室との連携を深めることができた。	さらに連携を深めることで、特別支援教育の充実を図る。
		教育支援室からの情報提供により、随時必要なサービス提供へとつなげている。支援学校が実施する、高等部3年生を対象とした年2回の進路相談に参加している。	未記入
個に応じた進路指導を行い、学校並びに保護者との連携により、進路指導を展開してきた。		未記入	

	④ 進路指導の充実	個に応じた進路指導を行い、学校並びに保護者との連携により、進路指導を展開してきた。	特別支援学校の選抜方法等が変更される場合があるので、確実に周知を図る。
	⑤ 職員研修の充実	積極的に様々な研修に参加するとともに、教育支援委員会においても研修を行っている。	研修内容をさらに充実させることで、指導力の向上を図る。
(3) 発達障害などの理解と支援の充実	① 支援の必要な子どもへの対応	フォロー教室や発達相談等において保護者に寄り添いながら、個々に応じた支援を実施している。	引き続き、相談事業やフォロー教室等を通じて支援を実施していく。
		支援を要する子の保護者に対し、親のためのプログラムを作成し支援を行っている。(ペアレントトレーニング)	継続して実施し、体制の充実を図っていく。
	② 発達相談事業	教育支援委員会の事業として、保育所・幼稚園・小学校・中学校における発達相談等の連携会議を年間6回実施している。	参観・懇談等を通して、連携を深めることができている。
		支援を要する対象児童に対しては、相談支援事業所を中心とした相談対応及びサービス利用に必要な計画相談の作成を努め、他機関との連携を図るため、発達支援部会に参加。就学支援が必要な場合、保・幼、教育支援室等と連携を図っている。	児童の計画相談作成率も90%を超えている。一方、件数増加により相談支援事業所の負担の増大が見られる。引き続き対象者の状況に応じ、各関係機関と連携を図っていく。
		妊娠期から就学前までの子育てに関する相談窓口として、母子健康包括支援センターを開設。相談内容により関係機関へつないでいる。 福祉課並びに子育て支援課、並びに各事業所(「そら」「こねっく」)とも連携して取り組むことができた。	引き続き、母子健康包括支援センターへの相談については、個々の状況に応じて各関係機関と連携して支援をしていく。 未記入
	③ 発達障害の理解の促進	京都府総合教育センターや教育支援委員会、並びに各校での研修を実施している。	専門的な知識を得るとともに、情報の共有を図ることができている。
平成29年度、合理的配慮を目指した職員対応要領を作成。職員向けに障害への配慮のあり方についての勉強会を行う。		発達障害を対象とした研修については実施できていない。	
④ 関係機関等の連携と協働	支援を要する対象児童に対しては、関係課から随時情報提供をもらう中で、福祉サービスの提供へとつなげている。	引き続き関係課との情報共有、連携を継続していく。	
	保健所の主催する会議等に参加するとともに、適宜必要に応じ連携をとって支援を進めています。	保健所との連携の必要なケースが支援の中心である。	
	母子保健事業を通じて個々のケースに応じて、福祉や教育の関係機関と連携している。	引き続き、各関係機関と連携しながら支援していく。	
(4) 放課後活動等の充実	① 放課後、学校長期休暇期間の生活の充実	全児童を対象にした、精華学び体験教室を全小学校区で実施している。	全地域でコーディネータを配置し継続的に実施できている。

		町内特別支援学級在籍児童生徒及び特別支援学校在籍児童生徒等の参加による夏季地域学校を開催している。	参加者が2会場合わせて300名を超えていることや、熱中症対策の関係により、内容の検討が必要である。
		必要に応じ、長期休暇にはサービスの支給量の増加等により社会生活の機会を提供している。 平成28年度にケアステキっず、平成29年度にハローズという事業所が開所している。 毎年10月に障害児者ふれあいのつどいを実施している。	利用者数・支給量増加による扶助費の増大が懸念される。 他課による委託事業として障害児に対するレクリエーションを継続してもらう。 サービス提供の増加による扶助費の増加が懸念される。 児童発達支援事業の拡充が見られていない。
	② 放課後等デイサービス事業の活用	必要に応じ、長期休暇にはサービスの支給量の増加等により社会生活の機会を提供している。	利用者数・支給量増加による扶助費の増大が懸念される。
(5) 自立と社会参加のための支援	① 進路指導体制の充実	支援学校が行う進路相談に参加し、卒業後スムーズに就労につながるために必要な支援を検討する機会としている。	近年就労支援を提供する事業所が町外ではあるが、新規開設している。町内では新規事業としては開設していない。
		中3生においては、特別支援学校高等部の体験入学や進路相談に積極的に参加させることにより、希望進路の実現に努め	本人を中心に保護者と十分に話し合いながら、進路を選択していく。
		平成29年度労働局と雇用対策協定を締結。障害者の就労支援の機会を提供していく。 相談支援事業所を中心とし、就労に必要な支援を提供する支援先△随時つなげていく。	近年就労支援を提供する事業所が町外ではあるが、新規開設している。町内では新規事業としては開設していない。
	② 一貫した相談体制の連携	教育支援委員会が中心となり、アセスメント票、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成・活用し、つなげることで、切れ目ない支援を行っている。	保・幼・小・中並びに特別支援学校との連携をさらに深めていく。
		支援学校が行う進路相談に参加し、卒業後スムーズに日中活動の場所を確保するために必要な支援を検討する機会として	就労系の事業所の新規開設が見られる一方、生活介護を新規に開設する事業所が町周辺では見られない。
	③ 支援ネットワークの構築	圏域の自立支援協議会に参加している。	地域生活拠点整備、児童発達支援センターなどの設置が求められている中、引き続き圏域の協議会に参加していく。
支援学校が行う進路相談に参加し、卒業後スムーズに就労につながるために必要な支援を検討する機会としている。		近年就労支援を提供する事業所が町外ではあるが、新規開設している。町内では新規事業としては開設していない。	
	将来、就職につながる進路指導が行えるよう各中学校と連携を深めてきた。	さらなるネットワークの構築が必要。	

## 目標2：生きがいを持って働くために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題	
(1) 働く場の確保	① 障害者雇用の理解と啓発	引き続き、障害者の把握に努める	発達障害の症状が顕著にみられる職員に対し、専門医への受診を勧奨する	
		平成29年度、労働局と雇用対策協定を締結。平成30年度、障害者を対象とした就職フェアを実施した。	引き続き、事業計画の見直しを行いながら、年1回を目標に、事業を継続していく。 雇用対策協定を基に事業計画において、啓発方法について検討していく。	
		平成29年度労働局と雇用対策協定を締結。	障害者雇用の促進に向けた就職相談会の実施。必要に応じ、企業へ働きかける為に、関係課に協力要請していく。	
	② 職親制度の普及・啓発	制度の周知に向けた取組は行っていない。	雇用対策協定を基に事業計画において、啓発方法について検討していく。	
		③ 障害福祉サービスにおける支援の推進	計画相談をもとに就労支援系のサービス決定を行っていく。近年利用者数の増加も見られる。	町内事業所の定員増等なく、いっぱいのため、町外の事業所へつないでいる状況である。
			計画相談作成の推進に努め、必要なサービスについて調整を図ってきた。	引き続き、計画相談作成の推進を図る。一方、相談支援事業所の不足により計画作成の負担増が見込まれる。
	④ 福祉的就労の支援	年に一回視覚障害者教室、聴覚障害者教室を実施。また、障害児の家族に対し、放課後・週末支援事業として、年10回のレクリエーションを実施	参加者が少ない。	
		④ 福祉的就労の支援	交通費助成制度を実施している。	対象者増により、支出の増加が見込まれる。
		平成30年度、農福連携を通じた共生社会の実施を目指す。	今年度の取り組みのため、実績がない。	
	(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出	① ハローワークとの連携	毎月1回庁舎内及びむくのきセンターで販売会を実施。人権啓発課主催の人権シネマサロンにおいて販売会を併せて実施している。	啓発活動の場の情報提供が行っていない。
① ハローワークとの連携			雇用対策協定の締結を行う。	今後も事業計画に推進に向けた項目を設けることで、支援を維持していく。
② 障害者就業・生活支援センターの活用		相談支援事業所からの紹介などにより障害者支援を行ってきた。当センターが実施している就職相談会の紹介を広報誌を通して実施している。	継続的に行っていく。	

	③ 職場への定着支援	障害者就業・生活支援センターの紹介及びチラシ等の啓発。	平成30年度、新たに就労定着支援のサービスが創設。現時点で利用申請はない。
	④ 教育・福祉との連携体制	相談支援事業所を中心に適宜必要な機関へのつなぎを推進する。 雇用対策協定の締結を行う。 支援学校が行う進路相談にて情報提供を行う。	雇用対策協定事業計画により進めていく。
		福祉課並びに子育て支援課、並びに各事業所（「そら」「こねっく」）とも連携して取り組むことができた。	連携をさらに深めていくことようにする。
	⑤ 難病対策推進事業の保健所との連携	保健所からの情報提供や、診断書等の提出により、必要な支援を提供するよう努めてきた。	引き続き保健所等と情報共有しながら、必要な支援の提供に努める。
		保健所の主催する会議等に参加するとともに、適宜必要に応じ連携をとって支援を進めています。	保健所との連携の必要なケースが支援の中心である。
(3) 生きがいづくりの促進	項目無し	障害児者ふれあいのつどいを開催し、障害児者が関われる機会を設けている。当事者団体の紹介等も随時行う。	当事者団体自体への登録数が減ってきている。

### 目標3：すこやかなくらしのために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
(1) 保健・医療サービスの充実	① 健康診査の充実	受診勧奨・再勧奨の強化。周知場所や回数の強化。結果相談会の場所を増やす。事後教室の拡大。	特定健診の受診率は上昇しているが、目標には達していない。
	② 生涯を通じた健康づくりの推進	支援の要請があったケースにおいては、随時サービス提供により、生活の質の維持・向上に努めた。	障害状態の予防については困難であるため、サービスの必要性に応じて、対応する状況である。状態の悪化を防止する観点で支援を進める。
		寿大学の講座の1つに食育や健康体操などを取り入れることがある。(健康増進計画などと連携を図っていない。) 第2期健康増進計画の基本目標に沿い、健康づくりを推進してきた。H29年度に中間見直しを実施している。	未記入 基本目標毎に達成できていない項目について、今後対策を進めていく必要がある。
	③ 医療費助成制度の実施	更生医療・育成医療・精神通院の進達及び決定事務を行う。	件数の増加が見られる。特に精神通院の決定件数の増加が著しい。
	④ 医療体制の充実	実績なし	-
	⑤ 難病患者への支援	情報提供、個別相談、保健所との連携等を適宜行っている。	主には保健所や福祉サービスにつなぐまでの相談やつなぎの役割が主になっている。
		必要に応じ、相談支援事業所や保健所など対応窓口となるところへつなげるようにする。	引き続き、相談窓口等につないでいく。
⑥ 精神保健福祉施策の推進	情報提供、個別相談、保健所との連携等を適宜行っている。継続的な支援が必要な場合は関係機関との調整を行う。	主には保健所や福祉サービスにつなぐまでの相談やつなぎの役割が主になっている。個別の相談には、継続的な支援ができています。支援体制のしくみなどは構築していく必要がある。	
	精神通院や精神保健福祉手帳へつなげていく。	引きこもり等社会につながっていない者と社会(相談機関等)とつなげることに難しさがある。	
(2) 生涯にわたる障害の早期発見と早期対応	項目無し	必要性がある対象者がおられた場合は、随時支援体制を図っていく。	引き続き、民生委員などの地域支援者や医療機関等と情報共有を図る中で、必要な支援を提供していく。

## 目標4：自立した生活をおくるために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題	
(1) 総合的な生活支援体制の整備	① 相談窓口の充実	住民の要望苦情の町政処理に関する業務の一環として対応。	今後も障害の有無に関わらず、対応の充実に努める。	
		総合案内及び総合窓口Aにおいて、相談者からの相談内容の概略をお聞きしたうえで、相談機関（課）へご案内している。	内容によっては、即座に最適な相談機関（課）へ案内できない場合もある。	
	② 相談支援の充実	「京都大和の家」に業務委託し、精神的にしんどさを抱えておられる方、発達障害の方又は発達障害と思われる方等で生きづらさを感じておられる方、そして、そのような方のご家族の相談等にも対応している。（相談件数：67件(H24)、70件(H25)、60件(H26)、40件(H27)、55件(H28)、40件(H29)）	「京都大和の家」に業務委託し、精神的にしんどさを抱えておられる方、発達障害の方又は発達障害と思われる方等で生きづらさを感じておられる方、そして、そのような方のご家族の相談等にも対応している。（相談件数：67件(H24)、70件(H25)、60件(H26)、40件(H27)、55件(H28)、40件(H29)）	こころや悩みの相談であり、根本的に解決できる相談は少ないが、こころのよりどころとなっていると思われる。悩みを抱えている方に相談にきていただくよう事業を周知・啓発していくことが課題である。
		総合案内及び総合窓口Aにおいて、相談者からの相談内容の概略をお聞きしたうえで、相談機関（課）へご案内している。	内容によっては、即座に最適な相談機関（課）へ案内できない場合もある。	
		町内に限らず、町外の相談支援の利用もある。研修等の案内については適宜情報提供を行う。法人内での研修にも参加することで、質の向上を図っている。	1ヶ所のみ相談支援事業所であるため、別に相談支援事業所の必要性を感じる。	
		必要に応じ、関係課や機関と連携を図り、支援をしている。	未記入	
		平成30年6月末時点で、計画作成率（ケアプラン・セルフプランも含む）は成人で99.6%、児童で97.1%である。	相談支援事業所が町内で1ヶ所であり、飽和状態が見られる。運営法人も児童のサービス提供を行っていない為、障害児の支援ノウハウをもっている計画相談支援事業所の必要性を感じる。	
	毎月1回の障害者相談会を実施している。合理的配慮における職員対応要領の制定により、他課においても、一定障害者に配慮した対応について情報提供を行う。	対応マニュアルの精査や周知を行っていく必要がある。相談支援事業所への適切なつなぎを行っていく。		
③ 地域における相談活動の充実	研修機会の情報提供や民生委員においては、定例会等で研修の機会を設けた。	個別の相談について制度説明等を行っているが、全体に対する情報提供や研修については行っていないところが多い。		
④ 情報提供体制の多様化	広報誌については、町ホームページやスマートホンアプリ「マチイロ」からも閲覧可能で、目の不自由な方のため、朗読ボランティア「ひびき」によるテープの貸し出しを、精華町社会福祉協議会事務局や町立図書館で行っている。	今後も多様な情報伝達手段について研究し、情報提供体制の充実に努めていく。		

		合理的配慮による職員対応要領を作成した。ふりがなやSPコードの利用を行った。緊急時通報FAXを実施している。	近年大規模災害も多い中、聴覚障害に限らず、障害種別に応じた情報提供のあり方について整理する必要があると思われる。
		障害者の視点からも良いシステムになるよう、各課のシステム導入時の相談に応じたり助言等を行っている。	全てのシステムに対し、導入計画当初から携われているとは言えず、計画途中から参画することがある。
		聴覚障害のある生徒の学習に関して、UDトーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）を活用できる環境を整備した。	多様な情報伝達手段等の活用を図る。
		聴覚障害者、言語障害者はFAXにて119番通報できる体制が整っており、継続して維持管理している。	通報の実績はないが、引き続き継続する。
		無し	-
	⑤ 相談支援体制の強化	住民の要望苦情の町政処理に関する業務の一環として対応。	必要に応じて福祉部局と連携を図る。
(2) 外出支援の充実	項目無し	同行援護・行動援護・移動支援の決定や移送サービスの事業を実施。	移送サービス実施主体のマンパワー不足で、十分に対応しきれないところもある。
(3) 通所サービス事業の充実	項目無し	近隣市町村の事業所も活用しながら、相談支援事業所と協力し、希望する日中活動先へとつなぐ支援をしている。	精神障害に対する活動場所が十分ではない。ステップアップできるような活動場所が十分ではない。
(4) 公正適正なサービス提供の確保	項目無し	適宜研修等の案内を通知している。指導監督先である保健所とも必要に応じ情報共有を図る。	引き続き保健所等関係部署と情報共有を図っていく。
(5) 支援の担い手の確保	項目無し	労働局と雇用対策協定を締結した。	雇用対策協定に基づき、就職フェア等を実施していく。
(6) 権利擁護体制の推進	① 成年後見制度の普及・啓発	成年後見センター設置に向け進めている。平成31年度センター設置予定。	高齢者に比べ、障害者の後見制度利用に係る申請等の実績が少ない。親も高齢化になる中、後見の必要性は高まると思われる。
	② 地域福祉権利擁護事業の推進	相談を受ける中で、必要に応じ、事業の紹介をする。	引き続き情報提供を行う。
		地域住民からの相談対応において、相談内容から各担当課へ繋ぐ支援をしている。また、各種制度のパンフレット・資料を窓口に配架している。	地域住民の相談拠点となっており、各担当課へ繋ぐ支援はできていると思われる。本課から同制度の積極的な情報発信はしていない。
	③ 権利擁護の推進	自立支援協議会権利擁護部会にて権利擁護のあり方について検討する。市民後見連絡協議会の実施。 地域住民からの相談対応において、簡単な生活支援（物を動かす手伝いなど）を実施することはあるが、金銭・財産管理などは実施していない。	具体的な取組みまでは発展していない。 生活支援は、相談内容に応じて実施及び各担当課へ繋ぐ支援はできていると思われる。

(6) 権利擁護体制の推進	① 成年後見制度の普及・啓発	成年後見センター設置に向け進めている。平成31年度センター設置予定。	高齢者に比べ、障害者の後見制度利用に係る申請等の実績が少ない。親も高齢化になる中、後見の必要性は高まると思われる。
	② 地域福祉権利擁護事業の推進	相談を受ける中で、必要に応じ、事業の紹介をする。	引き続き情報提供を行う。
	③ 権利擁護の推進	自立支援協議会権利擁護部会にて権利擁護のあり方について検討する。市民後見連絡協議会の実施。	具体的な取組みまでは発展していない。
(7) 障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援	項目無し	ボランティア団体の支援として毎年1回養成講座を開催し、人材確保に努めている。	要約筆記など、人材不足が顕著であり、ニーズに答えられるだけの状況にない。
(8) 社会参加の基盤づくりと情報保障の充実	項目無し	合理的配慮による職員対応要領を作成した。	障害の特性に応じた配慮のあり方について検討していく。

## 目標5：安全で快適なくらしのために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
(1) 社会参加を支える福祉のまちづくりの推進	① ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	合理的配慮による職員対応要領を作成した。 精華町やさしいまちづくり条例を設けている。	庁内の職員への普及が十分に行えていない状況であり、住民にまでの啓発に至っていない。
	② 公共施設などの整備・改善	(まちづくり計画係) 乗降客数3000人/日以上以上の鉄道駅のバリアフリー化する工事費の一部を国・府とともに補助する。平成29年度近鉄新祝園駅の線状点字ブロックの設置等の工事費用に対して補助した。	JR祝園駅、近鉄山田川駅のバリアフリー化について、鉄道鉄道事業者と協議している。
		(行政110番係) 集会所建替えに併せてバリアフリー化を実施。	(行政110番係) バリアフリー化未対応の集会所についても、順次進めていく必要がある。
		かしのき苑の改修工事に伴い、バリアフリー化を進めている	引き続きバリアフリー化を進める。
		コミュニティーホールの駐車台数が少ないため、近隣の民間駐車場を借用したり、近隣の幼稚園駐車場を臨時的に借りたりするなど対応している	少なくとも、あと4台程度の駐車場を確保する必要があると考えており、障害者用駐車場の確保までには至っていない。
		該当施設については随時指針に基づいた助言等を行った。	継続していく。
		人権センター耐震改修工事に伴い、バリアフリー化を実施。スロープ、多目的トイレ・障害者用駐車場を設置したが、エレベーターは設置できていない。 児童館では、バリアフリー化の一環としてトイレの洋式化を実施した。	多目的トイレ等の設置により、バリアフリー化を進めることができた。ただし、児童館入口など、一部段差になっている箇所は残っている。
		平成25年度から指定管理者(精華町体育協会)が管理運営している。	未記入
平成27年度に消防庁舎を建替え、課題であった全ての設備を整備した。	課題は特になし。		
	保健センターの駐車場に障害者用駐車場スペースは1台分あり。	保健センターにはエレベーターの設置がないため、対象者が参加する事業においては1階を利用する多目的トイレ、スロープは設置済みであり、また障害者用駐車場も確保済。	
③ 道路・交通安全施設の整備	(区画整理係) 狛田駅東特定土地区画整理事業の道路・公園の整備にあたり、段差解消や歩道幅員の確保を行っている。	特になし	
(2) 生活の場の確保	① 公営住宅におけるバリアフリー化	実績なし	-

	② 各種給付・融資制度の周知	パンフレット等の配架を行う。	配架以上のことが行えていない。
	③ グループホーム事業等への支援	グループホームの拡大は見られていない。	必要性はあるが、福祉人材の不足により新たな展開が見られていない。
(3) 防災・防犯対策の推進	① 地域における交流と周知	障害児者ふれあいのつどいを実施。イベントに際し、随時出展等することで啓発活動を行っている。	継続実施。
		成人式や各種講座で手話・要約筆記を実施している。	未記入
	② 地域における防災・防犯体制の強化	各自主防災組織で訓練を行う場合に、要配慮者等を視野に入れた訓練の提案等を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自主防災組織において、障害者数や障害程度を把握されていないこと、また、障害のある人が訓練に参加されないことが課題である。</li> <li>障害のある人に対する災害発生時の初動体制時における関係機関の連携協力体制が不明確であり、災害発生初期の行動が確率されていない。</li> </ul>
		住民参加部会として毎年開催される防災訓練に参加。避難行動要支援者の台帳配布。	災害時におけるガイドラインなど定めたものがない。台帳の受取状況が約50%
		保健センターに避難誘導板は設置済み。	防災のパンフレットの配布については、保健センターに配架可能。
	③ 災害情報等の提供と、防災意識の高揚	ホームページやSNS等を通して災害情報の提供に努めている。	災害情報の適切かつ迅速な情報提供に引き続き務める
		各自主防災組織で訓練を行っており、その際に防災についての情報提供及び災害時の行動について指導を行っている。	各自主防災組織において、障害者数や障害程度を把握されていないこと、また、障害のある人が訓練に参加されていないため実情が把握できていないことが課題である。
		住民参加部会として毎年開催される防災訓練に参加。避難行動要支援者の台帳配布。	災害時におけるガイドラインなど定めたものがない。台帳の受取状況が約50%
④ 災害発生時の福祉避難所の充実	手指消毒液、逆性せっけんを備蓄。	未記入	
	福祉避難所7ヶ所と協定を締結している。日赤事業の一環で、日赤倉庫に発電機を購入。	具体的な運用について協議が行えていない。	

## 目標6：共感しあえる地域づくりのために

基本施策	取り組み	平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
(1) 福祉交流の推進	① 各種メディアの活用	ICTゆめの活動を通じ、あらゆる人とICTを活用することで、より豊かな生活ができるよう支援を行っている。	全ての障がいのある人に活動を認知されているとは言えない。
		広報誌については、町ホームページやスマートホンアプリ「マチイロ」からも閲覧可能で、目の不自由な方のため、朗読ボランティア「ひびき」さんによるテープの貸し出しを、精華町社会福祉協議会事務局や町立図書館で行っている。	親しみやすい紙面による毎月発行の広報誌と情報の即時性を重視したホームページ、それぞれの特性を活かして引き続き情報発信に努める。
		広報誌や町ホームページにおいて各種町政の情報について周知しており、マスメディアへの情報提供については毎月の定例記者会見においてイベント情報等について周知に努めている。	引き続き、広報誌やホームページを用いて広報に努めるとともにマスメディアに対しても積極的な情報提供に努める。
		障害者の視点からも良いシステムになるよう、各課のシステム導入時の相談に応じたり助言等を行っている。	全てのシステムに対し、導入計画当初から携われているとは言えず、計画途中から参画することがある。
		窓口において、筆談セットを設置している。また、資料作成の際には、必要に応じて、漢字にルビを振るなど対応している。	庁舎、人権センターともに障害者に対する情報提供について、最低限の取り組みを行うことができています。
		窓口筆談ボードを設置。 SPコード読取り機を設置。 緊急通報FAX事業を実施。	障害の種別に応じた情報提供の方法を増やしていく必要がある。
	② 「障害者週間」等の活用	懸垂幕の設置。 身体障害者協会による街頭啓発。	継続実施。
		同時期の『人権週間（12月4日～12月10日）』には、例年、様々な人権啓発事業を展開している。人権全般の啓発事業を展開する中で、障害者をテーマとした講演会等を実施している。	地域住民・来庁者に対し、人権啓発を考えるきっかけを提供することができている。 本課主催による障害者の人権に特化した定期的な取り組みは実施できていない。
	③ 相互理解の促進	すべての人の人権が尊重される社会となるよう、男女共同参画、LGBT等性的少数者等に関する啓発等を実施している。	性別による固定的役割分担意識は長年にわたって人々の意識に浸透してきたものであり、意識の変革には時間がかかる。また、LGBT等性的マイノリティの問題については、近年注目はされつつあるが未だ認知は不十分のため、周知及び理解促進への啓発が必要である。
		ふれあいのつどいにおいて当事者同士が関われる機会を設けている。	パラスポーツ及び農福連携、絆ネット構築による共生社会に向けた取組みを展開していく。 実績としては十分でない。
	④ 関係団体等との連携の強化	自立支援協議会権利擁護部会の各部門において、各種団体からの意見等を集約している。	引き続き部会を運営する中で各種のニーズを吸い上げる。
		精華町の任意団体である精華町人権啓発推進委員会の人権啓発事業にあわせ、町内の障害者による授産製品の販売を実施している。	障害者施設授産製品の販売により、雇用機会の増進を図ることができている。 連携機会は、年2回程度と限られたものとなっている。

(2) 交流・ふれあいの機会づくり	① 地域コミュニティ・ネットワークづくり	福祉サービス等とつながる中で、継続的な支援や見守りを行う。 民生児童委員による訪問活動等による状況把握。	福祉サービスとつながりがない世帯への支援が困難な状況である。
	② ボランティア養成講座の充実	毎年1回ボランティア団体主体の養成講座を実施している。	講座実施により一定の人材確保は見られるが、十分な確保までに至っておらず、人材不足は顕著である。 特に手話・要約筆記の担い手不足が深刻である。
	③ NPO・ボランティア団体等の育成・支援	京都府の事業である、地域力再生プロジェクトの広報及び申請相談や受付業務。ボランティアサークルやNPO法人が地域社会の課題等の解決に取り組む事業に対して支援を実施。	申請件数は増加しており、交付金を活用した地域参画の活動が活性化している。 継続申請を行う団体は新たな課題の解決や自立した財源の確保が望まれる。
		精華学び体験教室や地域学校協働本部事業において、ボランティアに協力いただき、事業を行っている。現時点で、精華学び体験教室では全小学校区、地域学校協働本部事業では全中学校区でコーディネーターを配置し、継続的に実施している。	全地域でコーディネータを配置し継続的に実施できている。 ボランティアの高齢化が進んでいる地域もある。
		毎年1回ボランティア団体主体の養成講座を実施している。	講座実施により一定の人材確保は見られるが、十分な確保までに至っておらず、人材不足は顕著である。 特に手話・要約筆記の担い手不足が深刻である。
(3) スポーツ・レクリエーションの機会づくり	項目無し	障害児者ふれあいのつどいを通じたスポーツ振興を行う。併せて障害者スポーツの紹介も平成29年度より行っている。	広くスポーツの普及までには至っていない。